

古牧地区住民自治協議会自主防災連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、古牧地区住民自治協議会自主防災連絡会（以下「防災連絡会」という）とする。

(目的)

第2条 防災連絡会は、自主防災組織の育成強化の推進と、古牧地区住民が隣保協同の精神に基づき、相互の連携を取りながら各種訓練を実施するとともに、災害発生時の被害軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災連絡会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 古牧地区、各行政区の自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (2) 防災訓練及び災害時の支援体制等に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 防災連絡会は、古牧地区の各行政区の自主防災組織の長及び防災指導員並びに古牧地区住民自治協議会の正副会長及び部会長、古牧地区民生児童委員協議会長、長野市消防団長野第六分団長、赤十字奉仕団古牧分団委員長をもって構成し、古牧地区住民自治協議会総務部に附置する。

- 2 防災の有識者として防災士の資格を有した者を防災委員として置く。
- 3 本会の事務局は、古牧地区住民自治協議会事務局に置く。

(役員)

第5条 防災連絡会は、次のとおり役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名

(役員を選出)

第6条 防災連絡会の役員選出は次による。

- (1) 会長は各行政区の自主防災組織の長による互選とする。
- (2) 副会長は古牧地区住民自治協議会の正副会長及び部会長・古牧地区民生児童委員協議会長・長野市消防団長野第六分団長、赤十字奉仕団古牧分団委員長並びに防災指導員代表とする。ただし、防災指導員の代表は各行政区の防災指導員の互選による。